

1. 九大跡地において良好なまちづくりを推進するガイドラインづくりが始まりました！

昨年11月15日から除却等工事が始まりました九大跡地は、現在では南側の一部を除き、ほぼ更地となって、整地工事が進められています。

いよいよ跡地の整備が始まります。道路・公園等の基盤整備は平成24年度から、建物の建設は平成25年度以降となる予定ですが、当跡地においてはURの基盤整備後に土地を取得した各事業者がそれぞれ司法関係施設や複合施設等を建設することになるため、調和のとれた良好なまちづくりが推進されるよう、事業者間で共通する整備ルール『まちづくりガイドライン』を定めるものです。

この第1回委員会が6月16日10時より、都久志会館において開催されました。まち協からは藤本自治協議会会長、小松副会長が出席しました。また、笹丘校区の榊自治連合会会長も出席されました。

小松副会長が最初にまちづくり協議会の活動経緯について委員の皆さんに報告をし、その中で、地域のニーズを組み込んだ跡地開発、少年科学文化会館や九大ロースクールの誘致などについて発言をしました。藤本会長からは、できるだけ早期のまちづくりの推進、榊会長からは地域に開かれた開放的な空間づくりの要望が出されました。



◆第1回まちづくりガイドライン委員会風景(H23.6.16)



◆榊 笹丘校区自治連合会会長



◆藤本 草ヶ江校区自治協議会会長



◆小松 草ヶ江校区まちづくり協議会副会長

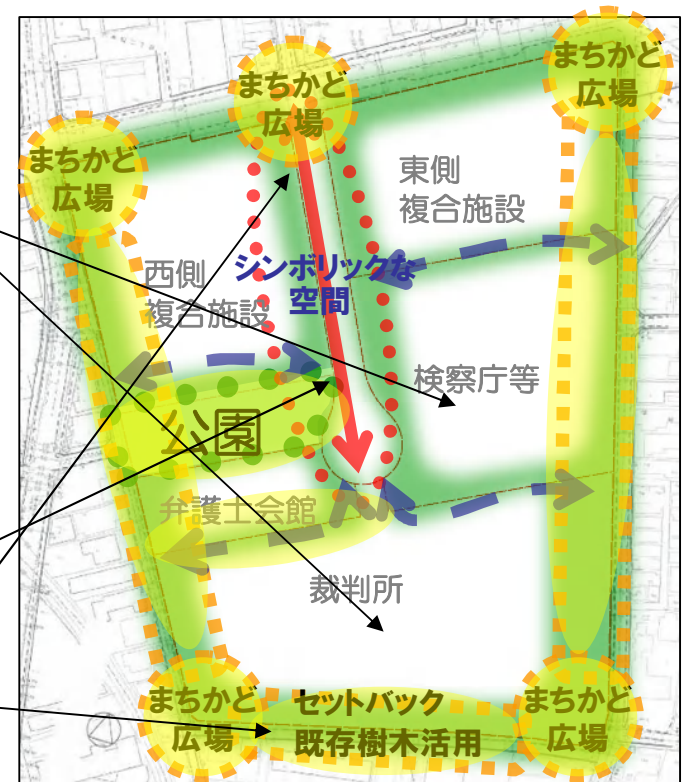
2. 跡地のまちづくりガイドラインの基本的考え方に対して、さまざまな意見が出されました！

(意見・要望)

- ① 地域の活性化のためにも、早期の実現を望む。
- ② 周辺地域からのアクセスが容易となるような開放的なまちづくりを望む。
- ③ 裁判所、検察庁など司法機関等の移転決定を早期にお願いしたい。
- ④ 少年科学文化会館、九州大学ロースクールの移転をお願いしたい。
- ⑤ 建物の圧迫感の低減など、周辺環境との調和を重視して欲しい。
- ⑥ 前回策定した『まちづくりのコンセプト』の4つの切り口(緑、学び、人、空間)と今回の空間イメージの関係がわかりづらいので再整理をお願いしたい。
- ⑦ みんなで共有する最終的なガイドラインのイメージを提示して欲しい。 など

(質問)

- ① 跡地へのアクセス道路は国道202号からの行き止まり道路1本であるが、緊急車輛の通行や避難道路の確保という面で対応できるか？
- ② 地下鉄駅のコンコースから直接建物に入れるのか？地下通路などはできるのか？
- ③ 外周道路の民地側への歩道設置や電柱の撤去(電線類の地中化)ができないか？
- ④ 共同の駐車場などの計画ができないか？ など



★まち協のブログに今回の記事を含めさまざまな情報を掲載しています。ぜひアクセスしてみてください。★

アドレス：<http://d.hatena.ne.jp/kusagae/>

<切り取り線>

■今回の記事、特にまちづくりガイドラインについて、ご意見などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。(裏面も活用下さい)

(氏名) _____ (ご意見) _____
 (住所) _____
 (電話) _____

提出された意見は
検討会で紹介して
います。

3. 第1回委員会の主な内容の紹介

(1) 跡地のまちづくりにおける各事業者の役割分担

- ・URがまちづくりの整備ルールとなるガイドラインを作成します。その後、ガイドラインを踏まえて既存樹木の移植・保存、道路・公園等の整備を行います。
- ・さらに、関係者間と整備内容の詳細なルールを協議調整し、譲渡条件等に反映させて各事業者へ土地を譲渡します
- ・南側の司法等ゾーンは、裁判所、検察庁等、弁護士会が施設建設や敷地の屋外整備を行います。
- ・北側の複合ゾーンは、URが行う公募により土地を取得した民間事業者等が施設建設や敷地の屋外整備を行います。

対象	事業者	役割
全体	UR都市機構	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎等の解体・整地 ●ガイドラインの作成 ●既存樹木等の移植・保存 ●道路や公園等の整備
北側	民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設建設 ●整備内容等の調整 ●土地譲渡等
南側	裁判所 検察庁等 弁護士会	

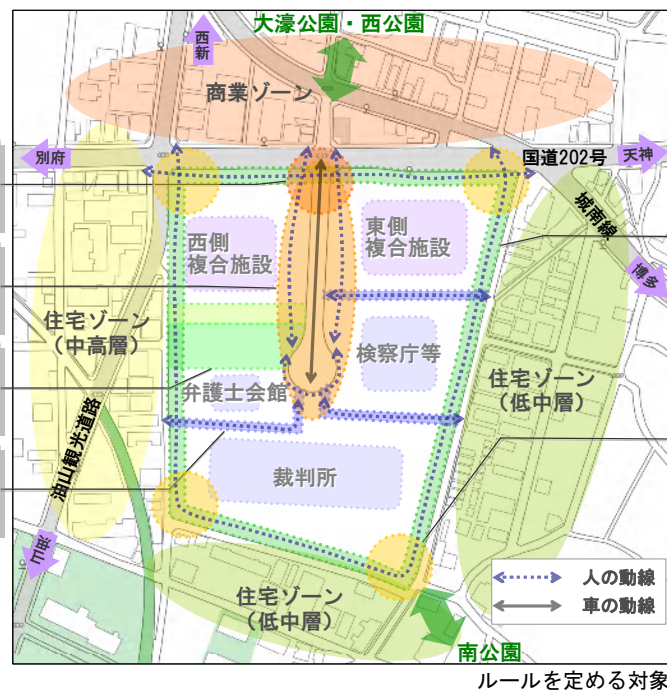
(2) ルールを定める対象とイメージ

- ・ルールを定める対象は、地区の中央部については、地下鉄駅のある玄関口となるエントランス広場、司法等ゾーンに向かう道路沿道のシンボル空間、新たに設ける公園、施設間の通り抜け道路とします。
- ・外周部の並木のある空間、跡地の4つの角の設ける街角広場とします。
- ・その他、緑の確保、建物の用途、環境への配慮事項、良好な景観の形成などのルールを定めることとしています。

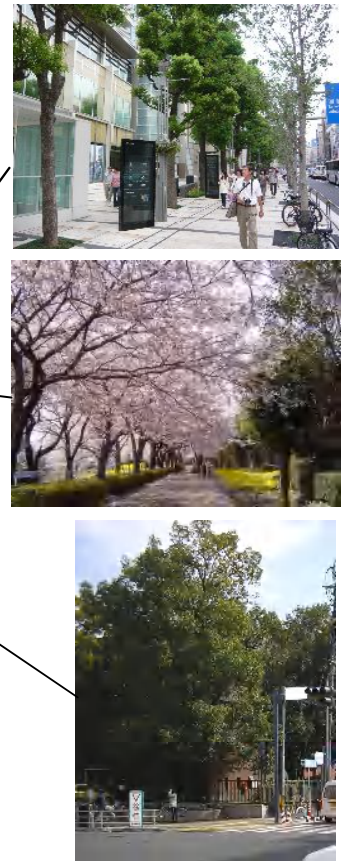
ルールを定める対象	まちづくりガイドラインでルールを定める項目
<ul style="list-style-type: none"> ● エントランス広場 ● シンボル空間 ● 公園 ● 通り抜け通路 ● 外周空間 ● 街角広場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幅員 ● 広さ ● 機能等
<ul style="list-style-type: none"> ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑化率 ● 建物の用途制限 ● 環境負荷低減方針等 ● 周辺環境への配慮 ● 交通利便性向上 ● 都市景観への配慮等



- 地区中央部**
- エントランス広場
 - シンボル空間
 - 公園
 - 通り抜け通路

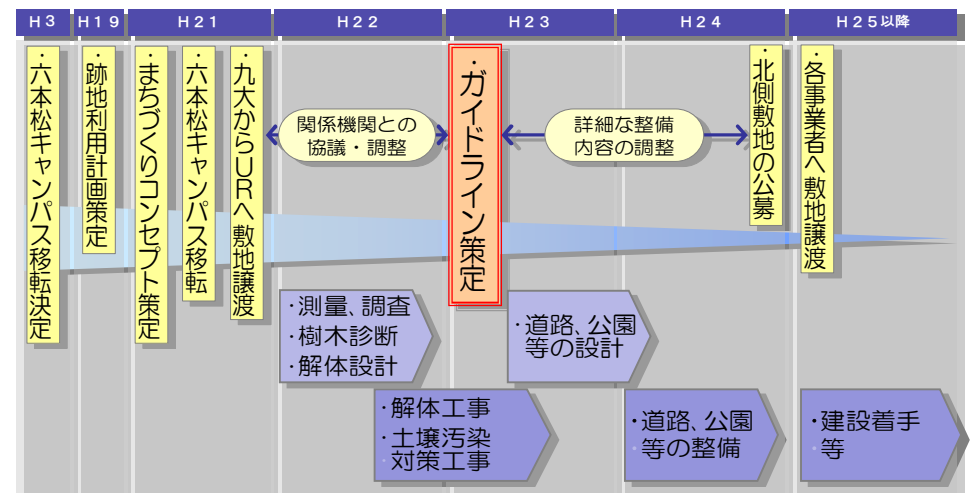


- 地区外周部**
- 外周空間
 - 街角広場



(3) 跡地のまちづくりのスケジュール

- ・このガイドラインは平成23年7月中に策定予定です。
- ・これを踏まえ、平成24年度に道路、公園等の基盤整備を行います。合わせて、ガイドラインの成果を踏まえて関係者間で詳細な整備内容の調整を行います。
- ・それらを譲渡条件等にして、北側敷地は平成24年度末に公募し、25年度には各事業者へ敷地譲渡を行い、その後建設着手をします。



<切り取り線>

■今回の記事につき、ご意見などありましたら、草ヶ江公民館のまち協ボックスにお寄せください。(表からの続き)

(氏名) _____

(住所) _____

(電話) _____

(ご意見) _____
